

私立高等学校の授業料の

補助金を増額予定です！

増額は、平成30年第1回神奈川県議会定例会の審議を経て決定されます

神奈川県では、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料の返還不要の補助を行っています。平成30年度は、神奈川県生徒学費補助金を拡充し、国の制度と合わせて、年収約590万円未満の世帯について、県内私立高等学校の平均授業料432,000円まで支援します！

H29年度		H30年度（予定）	
所得区分	H29年度の補助額 (年額)	区分 1~4	年収約590万円未満の世帯
区分3 年収約250~350万円 未満の世帯 ※1	408,000円 うち県補助170,400円 ※2	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">432,000円</h2> <p style="margin: 0;">(年額)</p> <p style="margin: 0;">※2</p> <p style="margin: 0; font-size: small;">うち県補助は 区分3:194,400円 区分4:253,800円</p> </div>	
区分4 年収約350~590万円 未満の世帯	312,000円 うち県補助133,800円		

※1 年収はあくまで目安であり、モデル世帯（夫婦いずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。）の金額です。

※2 高等学校等就学支援金（国制度）と神奈川県生徒学費補助金（県の制度）の合計額です。



年収590万円未満の世帯 私立高校 授業料・実質 無償化！

お申込み（申請）が必要です

私立高校では、2月中旬以降も生徒の2次募集の受付を行う学校もあります。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6290/>

最新情報は2月16日に県ホームページに掲載予定です。

なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問合せ下さい。

平成30年度の授業料・入学金補助額（年額）

神奈川県のアverage：授業料432,000円、入学金200,000円

私はどの所得区分に該当？

- 区分の判定は、「市町村民税所得割額」（父母合計額）にて行います。「市町村民税所得割額」は、課税証明書等で確認できます。
- 以下の「年収目安」は、あくまでも目安であり所得控除の状況などにより変わります。
- 区分5の所得割額の基準は平成29年度のもので、平成30年度の基準は、入学した学校から案内があります。

市町村民税 所得割額 年収の目安	生活保護 (1月1日時点)	0円 (非課税)	51,300円 未満	154,500円 未満	208,800円 未満	304,200円 未満	304,200円 以上
	---	約250万円未満	約350万円未満	約590万円未満	約750万円未満	約910万円未満	約910万円以上
区分	1	2	3	4	5	6	対象外

実質無償化！（年収約590万円未満世帯）

区分	項目 授業料補助 (上限額) ※1	項目 入学金補助 (上限額) ※1	授業料補助の内訳 (円)	
			①高等学校等 就学支援金	②神奈川県生徒 学費補助金
1	432,000円 実質無償化！！	100,000円	297,000	135,000
2				
3				
4				
5	193,200円		※2 118,800	74,400
6	118,800円	対象外		

※1 学校の授業料等が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

※2 ②神奈川県生徒学費補助金に対象の方のみ、支給されます。また、学校への納付額から県立高校入学金を控除した後の金額が10万円を下回る場合、その金額が上限となります。

- ① 高等学校等就学支援金（国の制度） … 私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。対象は上表の区分1～6に該当の方です。
- ② 神奈川県生徒学費補助金（県の制度） … 県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。対象は上表の区分1～5に該当の方で県内在住、県内在学の方です。

詳しくは表紙に記載の私学振興課までお問合せください。

その他の返還不要の補助制度

- ③ 神奈川県高校生等奨学給付金（給付） … 生活保護（生業扶助）世帯・市民税所得割額非課税世帯の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

問合せ 表紙に記載の私学振興課 Tel 045-210-3793(直通)

貸付の制度

- ④ 神奈川県高等学校奨学金 … 学資援助を必要とする高等学校等生徒に奨学金の貸付を行う制度

問合せ 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 Tel 045-210-8251(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/>

- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金 … 子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付を行う制度

問合せ 市にお住まいの方：各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360475/>